

令和5年11月27日 開会  
令和5年11月27日 閉会  
(臨時第9回)

# 大山町議会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第 186 号

令和 5 年第 9 回大山町議会臨時会を次のとおり招集する

令和 5 年 11 月 24 日

大山町長 竹口 大紀

1 日 時 令和 5 年 11 月 27 日 (月) 午前 9 時 30 分

2 場 所 大山町役場議場

3 付議事件

議案第 124 号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 125 号 大山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 126 号 大山町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 127 号 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 128 号 損害賠償の額を定めることについて

議案第 129 号 令和 5 年度大山町一般会計補正予算 (第 7 号)

議案第 130 号 令和 5 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 131 号 令和 5 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)

議案第 132 号 令和 5 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算 (第 3 号)

議案第 133 号 令和 5 年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)

議案第 134 号 令和 5 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 4 号)

議案第 135 号 令和 5 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)

議案第 136 号 令和 5 年度大山町水道事業会計補正予算 (第 3 号)

---

---

○開会日に応招した議員

小 谷 英 介	西 本 憲 人
豊 哲 也	島 田 一 恵
池 田 幸 恵	門 脇 輝 明
大 原 広 巳	大 杖 正 彦
大 森 正 治	杉 谷 洋 一
近 藤 大 介	吉 原 美 智 恵
岡 田 聰	野 口 俊 明
米 本 隆 記	

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

## 第 9 回 大 山 町 議 会 臨 時 会 議 録

令和 5 年 11 月 27 日（月）午前 9 時 30 分

---

### 議 事 日 程

令和 5 年 11 月 27 日（月）午前 9 時 30 分開会（開議）

1 開会（開議）宣告

2 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 124 号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第 125 号 大山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 126 号 大山町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 127 号 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 128 号 損害賠償の額を定めることについて

日程第 8 議案第 129 号 令和 5 年度大山町一般会計補正予算（第 7 号）

日程第 9 議案第 130 号 令和 5 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 10 議案第 131 号 令和 5 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 11 議案第 132 号 令和 5 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算  
（第 3 号）

日程第 12 議案第 133 号 令和 5 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 13 議案第 134 号 令和 5 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算  
（第 4 号）

日程第 14 議案第 135 号 令和 5 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 15 議案第 136 号 令和 5 年度大山町水道事業会計補正予算（第 3 号）

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（15 名）

1 番 小 谷 英 介                      2 番 西 本 憲 人

3番 豊 哲 也                      4番 島 田 一 恵  
6番 池 田 幸 恵                      7番 門 脇 輝 明  
8番 大 原 広 巳                      9番 大 杖 正 彦  
10番 大 森 正 治                      11番 杉 谷 洋 一  
12番 近 藤 大 介                      13番 吉 原 美 智 恵  
14番 岡 田 聰                      15番 野 口 俊 明  
16番 米 本 隆 記

---

欠席議員(なし)

---

欠員(1名)

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 ……………野 間 光                      書記 ……………三 谷 輝 義

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………竹 口 大 紀                      教育長 ……………鷺 見 寛 幸  
(午前9時43分入室)  
副町長 ……………吉 尾 啓 介                      教育次長……………赤 路 卓 也  
総務課長 ……………金 田 茂 之                      社会教育課長……………徳 永 貴  
財務課長……………井 上 龍                      企画課長 ……………深 田 智 子

---

午前9時30分開会

○議長(米本 隆記君) 皆さん、おはようございます。

○議会事務局長(野間 光君) 互礼を行います。ご起立ください。

一同礼。着席してください。

---

開会・開議・議事日程

○議長(米本 隆記君) ただいまの出席議員は、15人です。

定足数に達していますので、令和5年第9回大山町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（米本 隆記君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、9 番 大杖正彦議員、12 番 近藤大介議員を指名します。

---

## 日程第 2 会期の決定について

○議長（米本 隆記君） 日程第 2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 1 日限りに決定しました。

---

## 日程第 3 議案第 124 号 ～ 日程第 15 議案第 136 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 3、議案第 124 号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第 15、議案第 136 号 令和 5 年度大山町水道事業特別会計補正予算(第 3 号)までの 13 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） おはようございます。本日の臨時議会よろしくお願いいたします。

それでは提案理由の説明をさせていただきます。

議案第 124 号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第 127 号 大山町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてまで一括して提案理由の説明をいたします。

国において、人事院の勧告に鑑み、令和 5 年度の給与等について、給料表の改定、初任給調整手当の上限額の引上げ改定、期末・勤勉手当の支給月数の改定などが行われたこと、また、地方自治法の一部改正により会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となったことに伴い、本町においても同様の措置を講じるため、関係条例を改正するものであります。

続きまして、議案第 128 号 損害賠償の額を定めることについて、提案理由のご説明をいたします。

本案は、デマンドバス運行委託に係る損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるもので、概要は、お手元に配布のとおりです。

続きまして、議案第 129 号 令和 5 年度大山町一般会計補正予算（第 7 号）から議案第 136 号 令和 5 年度大山町水道事業会計補正予算（第 3 号）まで一括して提案理由の

説明をいたします。

国において、人事院の勧告に鑑み、令和 5 年度の給与等の改定が行われたことに伴い、本町においても同様の措置を講じるため、必要な予算措置を行うものであります。

なお、基本的に増額補正となりますが、既存の予算内で対応できる費目については補正を行いません。

また、議案第 129 号 令和 5 年度大山町一般会計補正予算（第 7 号）については、先ほどの人件費の補正のほか、『家庭用発電設備等導入推進事業補助金』や『デマンドバス事業』『大山野球場ナイター照明撤去工事』の追加を行っております。

詳細につきましては、配付しております各課議案説明資料をご覧くださいますようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

---

#### 議案第 124 号

○議長（米本 隆記君） 13 件の提案理由の説明が終わりましたので、このあと質疑、討論、採決を 1 件ずつ行います

これから議案第 124 号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 124 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 124 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第 125 号

○議長（米本 隆記君） 議案第 125 号 大山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 125 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 125 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第 126 号

○議長（米本 隆記君） 議案第 126 号 大山町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 126 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに 賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 126 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第 127 号

○議長（米本 隆記君） 議案第 127 号 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 127 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 127 号は、原案のとおり可決されました。

---



## 議案第 128 号

- 議長（米本 隆記君） 議案第 128 号 損害賠償の額を定めることについての質疑を行います。質疑はありませんか。
- 議員（2 番 西本 憲人君） 議長、2 番。
- 議長（米本 隆記君） 2 番 西本議員。
- 議員（2 番 西本 憲人君） 先ほど、説明省略されましたけれど、デマンドバスを無許可で運行していたことが発覚したということで、その件についての損害賠償ということだと思えますけれど、デマンドバス自体は何年ごとに、本来更新が必要なのか。何年前から行っている事業かということと、期限切れというのは過去にもあったんでしょうか。
- 町長（竹口 大紀君） 議長。
- 議長（米本 隆記君） 竹口町長。
- 町長（竹口 大紀君） 全員協議会でも御説明をさせていただいたところではありますが、担当課からお答えをさせていただきます。
- 企画課長（深田 智子君） 議長、企画課長。
- 議長（米本 隆記君） 深田企画課長。
- 企画課長（深田 智子君） デマンドバスの期限についてですけれども、まず平成 24 年から事業を開始しておりまして、3 年に一度更新申請をしております。今までについて更新切れになったことはございません。以上です。
- 議員（2 番 西本 憲人君） 議長。
- 議長（米本 隆記君） 2 番 西本議員。
- 議員（2 番 西本 憲人君） 最近、大山町不祥事が幾つか続いているというふうに、新聞報道を見ても感じています。今回、この 3 年に 1 度の更新が 24 年からずっと開始されている事業なんですけど、何で今回初めてこの期限切れになったんでしょうかね。
- 企画課長（深田 智子君） 議長、企画課長。
- 議長（米本 隆記君） 深田企画課長。
- 企画課長（深田 智子君） 今回は、デマンドバスの登録期限について、課内で共有が図れておりませんでしたので、それでチェック機能が働かなかった。今までは、課内で共有されていたのではないかというふうに考えております。以上です。
- 議員（2 番 西本 憲人君） 議長。
- 議長（米本 隆記君） 2 番 西本議員。
- 議員（2 番 西本 憲人君） 町長、先ほど全協で言われたというふうに言われてましたけど、私ここ最近のこのデマンドを含めての不祥事、幾つか続いていることって、これちゃんと広報とかで一度謝罪したほうがいいんじゃないかなというふうに感じてるんですけれどいかがでしょうか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。このたびのデマンドバスの登録期限、更新手続きをしていなかったということは、あつてはならないことで、住民の皆さん、関係者の皆さんに、多大なる御迷惑をおかけしたということで、おわびを申し上げたいというふうに思いますし、再発防止に関して、様々内部で取組を進めているところでありますので、同じことを二度と起こさないように、今後も、気を引締めて取組を進めていきたいというふうに考えております。

それらの情報発信につきましては、そういった事実を公表した際にもマスコミに向けてコメント等も出させていただいているところでありますし、また本日の議会でも、説明をさせていただいているところでありますので、今後も住民の皆さんに広く情報が伝わるようにしっかりお伝えをしていきたいというふうに考えております。

○議長（米本 隆記君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 128 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって議案第 128 号は原案のとおり可決されました。

---

### 議案第 129 号

○議長（米本 隆記君） 議案第 129 号 令和 5 年度大山町一般会計補正予算（第 7 号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め・・・

〔 発言するものあり 〕

○議長（米本 隆記君） 129 号と言いましたけど・・・

○議員（6 番 池田 幸恵君） 議長、6 番。

○議長（米本 隆記君） 6 番 池田議員。

○議員（6 番 池田 幸恵君） 1 点お伺いしたいと思います。

教育費のページは 39 ページになります。体育施設費、大山の野球場の照明撤去につ

いてだと思えます。入り口幅が2.9メートルしかなく、クレーンの変更とのことなんですけれども、65トンのクレーンと15トン運搬車が通行不可とのことですが、いつ計画して、いつ不可と気がついたのかという点が1点と、大型の15トン車から中型の6トン車に変更とのことだが、車幅はどう変わっていくのか。鉄板の枚数が70枚から269枚に増加しているが単価や大きさの説明はちょっとなかったの、お伺いします。

安全性確保のための照明柱の空洞埋めとのことなんですけれども、当初の計画に安全確保は計画されていなかったのか、お願いします。

○社会教育課長（徳永 貴君） 議長、社会教育課長。

○議長（米本 隆記君） 徳永社会教育課長。

○社会教育課長（徳永 貴君） 池田議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、入り口の幅が2.9メートルしかなく、いつ計画して気づいたのかということでございますが、設計当初、図面のほうで設計しておりまして、こちら3メートルという図面でしたが、業者と立会しましたときに2.9メートルということで気づいたというところでございます。

大型の15トン車と6トン車の車幅ということでございますが、15トン車の幅につきましては大体ぎりぎり3メートルぐらいかなというところでございますが、幅もありますけれども、実は全長が15トン車につきましては全長が12メートル、それから6トンについては、約8.6メートルということでして、野球場の入り口に入るときに切り返しがないかな出来ないということがありまして、全長のほうが大きな変更の原因という具合になっております。

それから鉄板の枚数につきましては、単価、大きさは変わらないのかということでございますが、こちら単価、大きさについては変わりません。

安全確保のための計画についてでございますが、こちら設計の段階で漏らしていたというところがございます。こちらのほうにつきまして追加工事をさせていただきたいと思えます。

漏れていたことに対しましては、申しわけございませんでした。

○議長（米本 隆記君） ひとつ、安全確保については、いいですか。

○議員（6番 池田 幸恵君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 6番 池田議員。

○議員（6番 池田 幸恵君） はい。以前の説明では、車幅がオーバーするからということで説明を受けておりました。今、新たに全長が、ということでお伺いしたんですけれども、車幅っていうのは大型車であっても中型車であっても各トラックの諸元表って各会社が出してる表があるんですけれども、それを見ていただければ大体235から250以下で15トン車も6トン車も変わらない、と国のほうで定められています。なので、説明自体も、やっぱりちょっと疑問を持ったので今回質問させていただきました。

やはり、議員に説明するにはやはりきちんとした正しい情報で説明していただきたいと思えます。

あと、鉄板の大きさは変わらないっていうのであれば、枚数が増えたから、全長が長くなってトラックの回数が増えたから、この金額になったのかということと、鉄柱の穴のことなんですけれども、安全性っていうのは1番に確保しなくちゃならない問題だと思えます。

その点について、再度お願いします。

○社会教育課長（徳永 貴君） 議長、社会教育課長。

○議長（米本 隆記君） 徳永社会教育課長。

○社会教育課長（徳永 貴君） 池田議員御指摘のとおり、説明不足だったということにつきましては改めておわびを申し上げたいと思えます。申しわけございませんでした。

鉄板の枚数についてですけれども、変わらないということで、クレーンの大きさ自体が、それこそ65トンから15トンということに変わって、クレーンの長さが、それぞれ46メートル、20メートルということで、作業範囲も変わりますので、それで鉄板が増えるということをごさいますので御理解いただけたらという具合に思えます。

それから、もう一つは・・・(発言するものあり)・・・失礼しました。はい、安全性、当然もちろんのことでございます。当初、この野球場ができましたのが昭和59年5月に完成しております。当初、電柱、空洞があるという具合に認識しておりませんでして、なかなか設計図がみつからなかったものですから、そういうことでコンクリートは恐らく電柱は空洞ではないだろうという判断をして置いたというところをごさいます、安全性確保ができなかったことも、おわびを申し上げたいという具合に思えます。以上です。

○議員（6番 池田 幸恵君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 6番 池田議員。

○議員（6番 池田 幸恵君） すいません、ちょっと分からなかったのもう一度お願いしたいんですけれども、クレーン幅が大きくなってアームの長さが伸びたから行動範囲が広がって増えるなら分かるんですけれども、小さくなってアームがショートになったのに、なぜ枚数が増えるのか。そこがちょっと分からないところです。

例えば2トン車だって、行きと帰りの場所が変わってしまうとか、小回りが効くために、小さく敷きつめなければならぬとか、もう少し、何か大きくなって小さくなる、大きいクレーンから小さくなったっていうんだったら、普通に考えると、行動範囲が狭くなると思っちゃうんですけれども、逆に、かなり3倍以上の数になってるんです。で、その説明だと、いまいち分からないし、やっぱり説明っていうのは皆さん聞いて分かるような説明をお願いしたいところです。

それと、空洞じゃないという判断よりもまず疑ってかかるほうが安全性だと思うので

すが、先ほど西本議員も質問されましたが、やはりちょっと最近、何か緩いんじゃないかなって思うところです。こっから先は、ちょっと感想になるので控えますが、以上2点お願いします。

○社会教育課長（徳永 貴君） 議長、社会教育課長。

○議長（米本 隆記君） 徳永社会教育課長。

○社会教育課長（徳永 貴君） まず鉄板の枚数でございますが、クレーンが小さくなったことによりまして行動範囲が広がります。当初、65 トンで予定しておりましたのは、照明が6基あるんですけれども、照明の間隔が、狭いところでも45メートル、長いところで74メートルぐらい、照明の幅がございます。それを65トンですと、真ん中において二つの作業ができるんですけれども、25トンになりますと、一基ずつやっていかなきゃいけないということになりますので、行動範囲が広がって、作業効率の関係で広がるということでございます。

それから、御指摘ございましたとおり、やはりその安全対策については、不備があったなという具合に思っておりますので、改めておわびを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（米本 隆記君） その他、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第129号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第129号は、原案のとおり可決されました。

---

### 議案第130号

○議長（米本 隆記君） 議案第130号 令和5年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 130 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 130 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第 131 号

○議長（米本 隆記君） 議案第 131 号 令和 5 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)の質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 131 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 131 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第 132 号

○議長（米本 隆記君） 議案第 132 号 令和 5 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 3 号）の質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 132 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 132 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第 133 号

○議長（米本 隆記君） 議案第 133 号 令和 5 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 133 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 133 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第 134 号

○議長（米本 隆記君） 議案第 134 号 令和 5 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 134 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 134 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第 135 号

○議長（米本 隆記君） 議案第 135 号 令和 5 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 135 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 135 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第 136 号

○議長（米本 隆記君） 議案第 136 号 令和 5 年度大山町水道事業会計補正予算（第 3 号）の質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 136 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 136 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 閉会宣告

○議長（米本 隆記君） これで本臨時会の会議に付された事件はすべて終了しました。会議を閉じます。

令和 5 年第 9 回大山町議会臨時会を閉会します。

---

○議会事務局長（野間 光君） 互礼を行いますので、ご起立ください。

一同礼。お疲れさまでした。

---

午前 9 時 56 分閉会



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 米本 隆記

署名議員 大杖 正彦

署名議員 近藤 大介